給与所得者異動届出書の記入例２（退職により一括徴収する場合）

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

御注意
1 黒のボールペン又はペンで記載してくださ
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書
宛名番号を記載してください。
3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き
を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は
は記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支
「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤
新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日
（課税地）の市町村長に送付してください。
願います。
4 一月一日から四月三十日までの間に退職した
額がある場合には、一括徴収することが義務づ

（あて先）　幸手市長 令和　○　年　○　月　○　日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	住所(居所)又は所在地	〒 123－4567 ○○県△△市□□１－２－３
		フリガナ	マルサンカクシカク　カブシキガイシャ
		氏名又は名称	○△□　株式会社
		代表者の職氏名	代表取締役　幸手　桜子
		個人番号又は法人番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9

1. 現年度	
※市処理欄	
特別徴収義務者指定番号	5000000
宛名番号	
※市町村ごとに異なります	
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係　総務課・人事労務係 氏名　総務太郎 電話　000－000－0000（内線　111）

給与所得者			(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日
受給者番号(整理番号)	フリガナ	トクチョウ　イチロウ	円	6 月から 12 月まで	1 月から 5 月まで	令和○年 1月31日
12	氏名	特徴　一郎（旧姓　）	193,300	112,800 円	80,500 円	
生年月日	昭和・(平成)　○　年　○　月　○　日					
個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
1月1日現在の住所	幸手市△△２－３－４					
給与の支払を受けなくなった後の住所						

異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額
(1). 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他（特別徴収不可）	1. 特別徴収継続 (2). 一括徴収（1月以降は必須） （ 1 月分で納入） （ 2 月 10 日納期分） 3. 普通徴収 理由	円 控除社会保険料額 円

※「9. その他（特別徴…
次のいずれかの理由…

1（普B）	他の事業… （例：…
2（普C）	給与が少… （例：…
3（普D）	給与の支… （例：給…
4（普E）	事業専従… （個人事…

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記(ウ)と同額）
1．異動が　年　12 月　31 日までで、申出があったため（　月　日申出）	1・20	80,500 円	80,500 円
	・	円	
(2). 異動が　○　年　1 月　1 日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円	

相続人の氏名等			
氏名		続柄	
住所			
電話			

転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者（※新規事業所の場合は記入不要）	
（新）しい勤務先の住所（居所）又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者の職氏名印	

円を
納入します。
で囲んでください。
不要
（内線　）

※市記入欄

【提出先】〒340—0192　埼玉県幸手市東4丁目6番8号　幸手市役所総務部税務課市民税担当

税額決定通知書に記載されている指定番号（5か9で始まる7桁の番号）を記入してください。

1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。

退職者の最後の給与支払日を記入してください

異動後の未徴収税額の徴収方法が、一括徴収の場合は、この欄にも記入してください。

例：未徴収税額を一括徴収して、１月分（2月10日納期分）で納付する場合
（ア）特別徴収税額（年税額）　　　　１９３，３００円（６月から翌年５月分まで）
（イ）徴収済額　　　　　　　　　　　１１２，８００円（６月から１２月分）
（ウ）未徴収税額（一括徴収で納める額）　８０，５００円（１月から翌年５月分まで）

※（ウ）の未徴収税額を一括して市へ納付します。

退職時に残額を一括で特別徴収する場合は「２．一括徴収」を選択してください。

※１月１日から４月３０日までの退職の場合は、５月分までの税額を一括徴収してください。また、その他の期間でも、本人が希望すれば一括徴収してください。

一括徴収の場合は、左記の「一括徴収の理由」等の欄も記入してください。